

★ 広島県建設事業負担金条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（土木総務課）

一 改正の理由

国の経済危機対策に伴い実施する県の建設事業のうち、広島県建設事業負担金条例に基づき市町に負担金が発生するものについて、当該負担金を徴収しないこととするため、必要な規定を追加した。

二 施行期日

平成二十一年六月八日